

「横浜市医師等の働き方改革に向けた取組支援事業」契約結果

横浜市医師等の働き方改革に向けた取組支援事業について、公募型プロポーザル方式で受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

1 委託業務内容

横浜市医師等の働き方改革に向けた取組支援事業

2 契約の相手方

株式会社日本経営

3 契約金額

7,150,000 円

4 契約日

令和3年6月9日

5 契約方法

プロポーザルによる単独随意契約

6 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社日本経営	414 点	1
独立行政法人福祉医療機構	399 点	2

7 評価基準

「提案書評価基準」のとおり

8 評価委員会開催経過

(1) 開催日時

令和3年3月25日（木）10時00分から12時00分まで

(2) 開催場所

横浜市庁舎 18階 会議室 なみき 18

(3) 出席状況

出席5人／委員数5人（充足率100%）

「横浜市医師等の働き方改革に向けた取組支援事業」

提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

提案書の内容及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は100点とします。

3 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

評価基準の評価項目のうち、以下の項目順で点数比較を行う。なお、上位者が決まった段階で、それ以下の項目での比較は行わない。

- (1) 業務提案
- (2) 業務実施方針
- (3) (2)の条件においても同点の場合は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。票数が同数の場合には委員長の判断により決定する。

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

- (1) 評価項目、評価の着目点及びそのウェイトの詳細については、別添プロポーザル評価表のとおりです。
- (2) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行います。評価は各A=5点、B=3点、C=0点とし、各項目の比率を乗じた点数とします。
例えば、比率2の項目の場合、
評価がAであれば評価点は $5点 \times 2 = 10点$
評価がBであれば評価点は $3点 \times 2 = 6点$
評価がCであれば評価点は $0点 \times 2 = 0点$
- (3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。
- (4) 評価委員の持ち点の合計の60%を基準点とします(評価委員5人全員が評価委員会に出席した場合の満点は500点、基準点は300点)。基準点に達しない場合は不適格とします。

評価項目	評価の着目点		評価			評価	比率	配点
			A(5点)	B(3点)	C(0点)			
業務方針実施	<ul style="list-style-type: none"> 本市の医療提供体制及び業務の目的を把握、理解した上で、適切な提案をしているか 業務スケジュールは適切であるか 		優れている	十分である	十分でない		×2	10点
業務提案	進捗調査	調査内容は、適切であるか	優れている	十分である	十分でない		×3	15点
		<ul style="list-style-type: none"> 調査の設計から実施・回収・分析に至るまで、具体的かつ実行性のある提案をしているか 回収率を高める工夫があるか 	優れている	十分である	十分でない		×3	15点
	支援策の実施 (2つ以上提案すること)	具体的かつ実行性のある提案をしているか	優れている	十分である	十分でない		×3	15点
		効果が期待できる提案をしているか	優れている	十分である	十分でない		×3	15点
		独自性が感じられる提案をしているか	優れている	十分である	十分でない		×1	5点
	有益な情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> 収集しようとする情報は、市内病院にとって有益であるといえるか 病院が活用しやすいよう、収集した情報の表現等の見せ方に工夫があるか 	優れている	十分である	十分でない		×2	10点
業務目的の達成	<ul style="list-style-type: none"> 業務目的の達成に向けたビジョンが明確で、それに基づき提案内容に一貫性がみられるか 業務目的の達成が期待できるか 	優れている	十分である	十分でない		×2	10点	
障害者雇用・ワークライフバランス・健康経営に関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく認定		—	該当している	該当していない		×1/3	1点
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定		—	該当している	該当していない		×1/3	1点
	若者雇用促進法に基づく認定		—	該当している	該当していない		×1/3	1点
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)		—	該当している	該当していない		×1/3	1点
	次の認定のうち、いずれか1つ以上を取得している <ul style="list-style-type: none"> 健康経営銘柄の選定 健康経営優良法人の認定 横浜健康経営認証AAAクラス又はAAクラスの認定 		—	該当している	該当していない		×1/3	1点
評価の合計						_____/100		